

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

消防訓練時における事故防止について(通知)

このことについては、昭和48年3月5日付事務連絡及び昭和52年6月29日付消防消第64号で通知しているところであるが、最近、なお救助隊の訓練時において事故の発生を見ているので、特に救助隊の訓練における安全管理等については、下記事項を貴消防学校及び貴管下消防本部(署)に周知徹底のうえ、事故防止について万全の指導を行うこととされたい。

記

- (1) 各消防本部において救助隊の訓練のための全体計画を策定すること。
- (2) 救助隊訓練計画を策定するに際しては、訓練課目の適切な配列に配慮するとともに、各課目ごとに安全管理計画を作成すること。
- (3) 救助隊の訓練隊長は、訓練隊を適切に編成するとともに、訓練計画、安全管理計画に沿って訓練を行うこととし、安全施設、訓練施設器具等の点検整備及び関係者に対する事前教育、調整等を綿密に実施し、安全に訓練を実施しうる態勢を確立すること。
- (4) 訓練場の選定については、訓練隊の安全の観点から適切な場所を選定するとともに、当該場所の特性に応じた具体的な安全措置を講ずること。
- (5) 訓練施設及び機械器具等は毎訓練前に点検し、安全な状態に整備すること。特にロープについては、摩耗、形くずれ、切傷等の著しいものは一切使用しないこと。
- (6) 訓練の実施に際しては、基礎的課目を重視し、段階的に訓練を実施するとともに、被訓練者の健康状態に十分配慮し、被訓練者の能力に応じて適切な指導を行うよう配慮すること。

なお、訓練に当っては、①安全ネットの使用、②カラビナ、命綱、及び安全環の安全確認の励行、③訓練者自身によるカラビナ及び命綱の結着確認の励行、④カラビナ、命綱、メインロープの複数使用等を行うこと。